

●香川県選挙管理委員会告示第60号

令和8年8月30日執行の香川県議会議員補欠選挙（丸亀市選挙区）につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、選挙長及びその職務代理者を次のとおり選任する。

令和8年8月21日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

選 挙 長		選挙長職務代理者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
丸亀市	丸尾 良一	綾歌郡宇多津町	治郎座 涼子